

ある日突然、「容疑者」になった

道端で口論→4カ月後、首を絞めた傷害事件？

身に覚えがないのに、突然、「容疑者」になった。」「殴られた」という被害申告、医師の診断書、目撃証言など捜査の端緒となる「3点セット」をそろえられ、書類送検された大阪の日本料理店主の男性(43)が、朝日新聞の取材に応じた。「事件はなんぼでも作り出せる。怖い」

「暴力を振るつて逃げましたね？」

昨年9月、自宅を訪れた大阪府警の警察官に、いきなり切り出された。店主は、大阪市内の商店街で、男性の首を絞め、けがをさせたとされる傷害事件の「容疑者」となった。

その4カ月前の土曜日の昼下がり。見知らぬ男性と、道を譲る、譲らないで口論になつた。でも、暴力なんて振るつてない。相手が途中で倒れ込み、「警察を呼んでくれ」と叫んだので、取り合わずにその場を離れただけ」と店主は説明する。

3点セット示され

相手の男性は、警察に被害届と「全治1週間」の診断書を提出。男性の妻の「目撃証言」もあり、捜査を促す「3点セット」がそろっていた。

警察署での2回の取り調べに対し貫して否認。今年1月、

「事件なんぼでも作り出せる。怖い」

大阪地検に書類送検された。3月に、検事から「反省していませんね。起訴は大いにあると思つてください」と言わされたといふ。

無実を証明しようと、店主は妻と商店街に行き、目撃者を探した。買い物客ら3人の「暴行はなかつた」との証言を文書にして、地検に提出。同月、不起訴(嫌疑不十分)となつた。

「口裏を合わせられたら、事件はなんぼでも作れてしまう。目撃者がいなければ有罪にされ

ていた」

うその被害申告をすると虚偽告訴罪に問わることがある。法定刑は懲役3カ月~10年。警察によると、昨年は17人が同罪で検挙された。今回の申告は

元検事の落合洋司弁護士は「3点セット」がある場合につ

いて、「被害申告が本当であることが圧倒的に多く、捜査機関は立件可能と考えるのが普通」と解説する。「警察は本来すべ

く無罪を言い渡したケースもある。

大阪市の60代男性は大阪府岸和田市内で人を殴つたとして2012年9月、暴行罪で起訴された。しかし目撲者とされた1

口裏合わせ判明、無罪も

東京地裁で昨年10月、50代女性が無罪になつたケースでは、勤めていたスナックのママに暴力を振るつたとして起訴されたが、診断書のけがが別の理由で生じた可能性が出てきたほか目撲者と口裏合わせをした疑いがあると認定された。

無罪にはなつたが、この女性の弁護人だった趙誠峰弁護士は補償も不十分だと指摘する。無罪が確定すると、拘置所などで拘束1日につき上限1万2500円の刑事補償がある。だが、保釈後は対象外だ。

この女性の場合は逮捕から判決まで約2年あつたが拘束されたのは約1カ月。趙弁護士は「裁判が続くことで生じる精神的負担に対しても、補償が必要ではないか」と話している。

どうだったのか。府警と地検ははつきりしない。店主は昨年11月、男性と商店街近くで偶然出会つた。その際、男性に「前科者にしてやる」「誠意を見せば許してやる」などと言われたといい、「金目当てだったのか

も」と感じている。

男性が被害届を出した意図もどうだったのか。府警と地検は早く罰金刑で処理しようという意見がいる」と話す。「被害申告が虚偽だった場合、疑われた側は捜査権により汚名を着せられ、財産的損害を被る。慎重に捜査すべきだ」と指摘する。



①身に覚えのない被害届で「容疑者」となった男性=大阪市②日本料理店主の男性が見知らぬ男性とトラブルになった商店街。買い物客らが行き交っていた=大阪市内

(弁護人だった梁川智子弁護士)

(大阪弁護士会は「身に覚えがなくとも早期解決を優先し、不

本意ながら謝罪し、示談金を払う人もいる」と話す。「被害申

告が虚偽だった場合、疑われた

側は捜査権により汚名を着せられ、財産的損害を被る。慎重に捜査すべきだ」と指摘する。

い。

（弁護人だった梁川智子弁護士）

（大阪弁護士会は「身に覚えがなくとも早期解決を優先し、不

本意ながら謝罪し、示談金を払う人もいる」と話す。「被害申

告が虚偽だった場合、疑われた

側は捜査権により汚名を着せられ、財産的損害を被る。慎重に捜査すべきだ」と指摘する。

い。